

# 令和8年度介護施設・事業所内保育施設運営支援事業の概要

長寿福祉課

- 1 事業名 介護施設・事業所内保育施設運営支援事業
- 2 目的 介護職員等の子育て支援のため介護施設・介護事業所における保育施設の運営経費を助成することにより、介護職員等の処遇を改善し、働きやすい介護の職場づくりを推進する

### 3 事業内容

子育てをしながら働く介護職員のため、施設・事業所内（職員の通勤経路又はその近接地域を含む）に保育施設を設置する施設・事業所に対して、運営に関する経費を助成する。

- (1) 補助対象：事業所内保育施設を運営する高齢者介護施設・事業所（介護保険事業所及び老人福祉施設を対象とする。）
- (2) 補助額：① 現員※<sub>1</sub>（乳幼児）×現員一人あたり450千円（年額）  
＋現員（学童）×現員一人あたり225千円（年額）  
若しくは  
② （運営経費※<sub>2</sub>－控除額（施設定員×運営月数×5千円））×2/3  
の低い額を支給する。  
※<sub>1</sub> 現員・・・従業員の子の1日の平均保育数  
（年間の延べ保育数/年間の開所日数（開所日数が月6日以下の場合は調整あり））  
※<sub>2</sub> 運営経費・・・支給対象期間中の人件費のうち、事業者等が保育士等に支払った金額及び建物賃借料
- (3) その他：施設整備費用については、地域医療介護総合確保基金の施設整備分の活用が可能。  
「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」及び「企業主導型保育事業助成金」など他の助成金等との併用は不可。

#### 【イメージ図】

